

令和 8 年 6 月 1 0 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件名	主管課	
1	令和8年度山口県一般会計補正予算（第1号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	P. 2
2	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	P. 7
3	一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	P. 16
4	物品の買入れについての意見の申出について（報告承認）	教育情報化推進室	P. 34
5	物品の買入れについての意見の申出について（報告承認）	教育情報化推進室	P. 38
7	「山口県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン（素案）」について	学校安全・体育課	P. 42

報告事項

番号	件名	主管課	
1	令和8年度山口県文化財専門員の採用選考試験の実施について	教育政策課	P. 44
4	やまぐち総文2028について	全国高総文祭推進室	P. 55

議案第 1 号

令和 8 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 8 年（2026年） 6 月 1 0 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 8 教 政 第 2 0 0 号

令和 8 年(2026年)6 月 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 6 月 2 日付け令 8 財政第 4 2 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 1 号)
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて (2 件)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて（2 件）

令和8年度6月補正予算(案)の概要について

産業イノベーション人材等の育成に資する高校教育改革を促進するため、国庫支出金を原資として山口県公立高等学校教育改革促進基金を積み増すとともに、本基金を活用して、高校教育改革を先導する拠点の創出とその取組・成果の県内高校への普及のため、所要の補正を行うもの。

(単位 千円)

事業名	概 要	補正額
山口県公立高等学校教育改革促進基金積立金	○基金の積み増し	6,240,825
新 高校教育改革拠点創出事業		
アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援	○GX・DXなど産業界の変革に対応した最先端実習設備の整備 ○地元企業・大学等との連携体制の強化	1,011,185
理数系人材育成支援	○理数系素養が育まれる教育課程の改革 ○大学並みのラボ機能等の整備	
多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保	○遠隔教育の実施に向けた同時双方向配信設備の整備 ○対人不安や不登校経験のある生徒の教室外履修モデル等の構築	

令和 8 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）

教育委員会

■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	136,439,007	7,252,010	6,228,224	0	1,023,786	0	143,691,017
項) 教育総務費	23,942,255	575,738	0	0	575,738	0	24,517,993
目) 教育指導費	1,131,233	575,738	0		575,738	0	1,706,971
事項) 児童生徒健全育成費	827,527	575,738			575,738		1,403,265
項) 高等学校費	28,818,026	6,676,272	6,228,224	0	448,048	0	35,494,298
目) 全日制高等学校管理費	2,648,544	6,240,825	6,228,224	0	12,601	0	8,889,369
事項) 財産管理費	373,157	6,240,825	6,228,224		12,601		6,613,982
目) 学校建設費	5,438,218	435,447	0	0	435,447	0	5,873,665
事項) 校舎改築費	3,930,639	435,447			435,447		4,366,086
款) 災害復旧費	60,000	0		0			60,000
教育委員会合計	136,499,007	7,252,010	6,228,224	0	1,023,786	0	143,751,017

議案第 2 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 8 年（2026年） 6 月 1 0 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 8 教 政 第 2 0 0 号

令和 8 年（2026年）6 月 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について（回答）

令和 8 年 6 月 2 日付け令 8 財政第 4 2 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて（2 件）

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて（2 件）

議案第 2 号参考資料

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国において、人事院規則の改正が令和 8 年 4 月に行われ、災害応急作業等手当について、対象作業の特殊性等から額が引き上げられた。

本県においても、国の改正状況を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

災害応急作業等手当について、上限額を 1, 4 4 0 円に改正する。

その他、関係行政機関等との連絡調整に係る深夜の加算措置を新設する等の所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用

議案第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和八年 月 日提出

山口県知事 村岡 政

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項を次のように改める。

災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある人事委員会が定める現場において行う巡回監視又は当該現場において重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査

二 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項の都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項の市町村災害対策本部が他の地方公共団体に設置された災害に対処するため、当該災害による被害が生じ、又は生じるおそれがある地域において、県庁舎以外の場所で行う関係行政機関等との連絡調整

三 前各号に掲げる作業に相当するものとして人事委員会が定める作業

第二十七条第二項中「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第一項各号に規定する」を「第一項第一号及び第三号に掲げる」に、「七百三十円」を「千四

百四十円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第一項第二号に掲げる作業が深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）において行われた場合 千四百四十円にその百分の五十に相当する額を加算した額

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（災害応急作業等手当の内払）

2 改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第二十七条第二項又は第三項の規定により令和八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた災害応急作業等手当は、改正後の条例第二十七条第二項又は第三項の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

○ 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

改正案

○ 一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例

(昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第一号)

第一条～第二十六条 (略)

(災害応急作業等手当)

第二十七条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある人事委員会が定める現場において行う巡回監視又は当該現場において重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査

二 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条第一項の都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項の市町村災害対策本部が他の地方公共団体に設置された災害に対処するため、当該災害による被害が生じ、又は生じるおそれがある地域において、県庁舎以外の場所で行う関係行政機関等との連絡調整

現行

○ 一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例

(昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第一号)

第一条～第二十六条 (略)

(災害応急作業等手当)

第二十七条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 土木建築部に勤務する職員が豪雨等の異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある県の管理する道路等において行う作業で人事委員会が定めるものに従事したとき。

二 職員が前号に規定する作業に相当するものとして人事委員会が定める作業に従事したとき。

改正案	現行
三 前各号に掲げる作業に相当するものとして人事委員会が定める作業 2 前項の手当の額は、一日につき千四百四十円の範囲内で人事委員会が定める額とする。 3 次の各号に掲げる場合における第一項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額の範囲内で人事委員会が定める額とする。 一 第一項第一号及び第三号に掲げる作業が日没時から日出時までの間に行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 千四百四十円にその百分の五十に相当する額を加算した額 二 第一項第一号及び第三号に掲げる作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 千四百四十円にその百分の百に相当する額を加算した額 三 第一項第二号に掲げる作業が深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）において行われた場合 千四百四十円にその百分の五十に相当する額を加算した額 以下 （略）	2 前項の手当の額は、一日につき七百三十円の範囲内で人事委員会が定める額とする。 3 次の各号に掲げる場合における第一項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額の範囲内で人事委員会が定める額とする。 一 第一項各号に規定する作業が日没時から日出時までの間に行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 七百三十円にその百分の五十に相当する額を加算した額 二 第一項各号に規定する作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 七百三十円にその百分の百に相当する額を加算した額 （新設） 以下 （略）

議案第 3 号

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和 8 年（2026年） 6 月 1 0 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 8 教 政 第 2 0 0 号

令和 8 年(2026年)6 月 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 6 月 2 日付け令 8 財政第 4 2 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 1 号)
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて (2 件)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて（2 件）

議案第 3 号参考資料

一般職の職員等の旅費に関する条例及び

山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から、都道府県ごとに規定している宿泊費基準額が実勢価格等の調査結果を踏まえ見直された。

ついては、本県においても、国に準拠している宿泊費を見直すこととし、関係条例について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

（１）一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和 29 年山口県条例第 60 号）の改正

条例別表で定めている宿泊費基準額及び宿泊手当の額について、県規則で定めるよう改正する。

（２）山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年山口県条例第 41 号）の改正

別表で定めている宿泊費及び宿泊手当の額について、条例本文で国家公務員等の旅費支給規程で定める額を直接引用するよう改正する。

（３）その他

関連個所について、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 8 年 8 月 1 日

（関連個所に係る所要の改正の一部は公布日施行）

議案第 号

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和八年 月 日提出

山口県知事 村岡 政

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び旅行者の職務」を削り、「別表」を「規則」に、「知事が」を「規則で」に改める。

第十七条中「別表」を「規則」に改める。

別表を削る。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第二条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項の費用弁償の額は、次の各号に掲げる費用弁償の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及び旅行雑費 別表第二の規定による額

二 その他の交通費 別表第三の規定による額

三 宿泊費 国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。)別表

第二の一の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の指定職職員等の欄に掲げる額

四 包括宿泊費 移動に係る第一号(旅行雑費に係る部分を除く。)及び第二号の規定による額並びに宿泊に係る前号の規定による額の合計額

五 宿泊手当 省令別表第三の一の表の規定による額

別表第四及び別表第五を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年八月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定（「及び旅行者の職務」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）及び改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、

かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例及び改正後の議員報酬条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

○ 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正（第一条関

改 正 案

○ 一般職の職員等の旅費に関する条例

（昭和二十九年十一月二十六日
山口県条例第六十号）

第一条～第十四条 （略）

（宿泊費）

第十五条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第十六条 （略）

（宿泊手当）

第十七条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

第十八条～第二十八条 （略）

現 行

○ 一般職の職員等の旅費に関する条例

（昭和二十九年十一月二十六日
山口県条例第六十号）

第一条～第十四条 （略）

（宿泊費）

第十五条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第十六条 （略）

（宿泊手当）

第十七条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表で定める一夜当たりの定額とする。

第十八条～第二十八条 （略）

改正案

現行

(削る)

別表(第十五条、第十六条、第十七条関係)

一 宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額(一夜につき)
北海道	一三、〇〇〇円
青森県	一七、〇〇〇円
岩手県	九、〇〇〇円
宮城県	一〇、〇〇〇円
秋田県	一、一、〇〇〇円
山形県	一〇、〇〇〇円
福島県	八、〇〇〇円
茨城県	一、一、〇〇〇円
栃木県	一〇、〇〇〇円
群馬県	一〇、〇〇〇円
埼玉県	一七、〇〇〇円
千葉県	一七、〇〇〇円
東京都	一九、〇〇〇円
神奈川県	一六、〇〇〇円
新潟県	一六、〇〇〇円
富山県	一、一、〇〇〇円
石川県	九、〇〇〇円
福井県	一〇、〇〇〇円
山梨県	一、一、〇〇〇円
長野県	一、一、〇〇〇円
岐阜県	一、一、〇〇〇円
静岡県	九、〇〇〇円

改正案

現行

宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県
12,000円	11,000円	14,000円	11,000円	11,000円	18,000円	11,000円	10,000円	15,000円	10,000円	8,000円	13,000円	10,000円	9,000円	8,000円	11,000円	11,000円	11,000円	13,000円	19,000円	11,000円	9,000円	11,000円

改正案	
	鹿兒島県 沖繩県 17,000円 17,000円 二 宿泊手当 区分 全ての地 宿泊手当（一夜につき） 17,000円

鹿兒島県	〒〒〇〇〇
沖縄県	〒〒〇〇〇

全 て の 地	宿 泊 手 当 (一 夜 に つ き)
二、四〇〇円	

二宿泊手当

宿泊手当（二夜につき）

全
て
の
地

11 FOUR

○ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第二条関係）

改正案

現行

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十一号）

第一条・第二条（略）

（費用弁償）

第三条（略）

2| 前項の費用弁償の額は、次の各号に掲げる費用弁償の種類の区
分に応じ、当該各号に定める額とする。

一| 鉄道賃、船賃、航空賃及び旅行雑費 別表第二の規定による
額

二| その他の交通費 別表第三の規定による額

三| 宿泊費 国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省
令第四十五号。以下「省令」という。）別表第二の一の表の区分
の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の指定職職員等の欄に
掲げる額

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十一号）

第一条・第二条（略）

（費用弁償）

第三条（略）

2| 前項の費用弁償の額は、別表第二の鉄道賃、船賃、航空賃及び
旅行雑費の欄、別表第三、別表第四の宿泊費の欄並びに別表第五
の宿泊手当の欄に掲げるところによる。

改正案	現行
四 包括宿泊費 移動に係る第一号（旅行雑費に係る部分を除く。）及び第二号の規定による額並びに宿泊に係る前号の規定による額の合計額 五 宿泊手当 省令別表第三の一の表の規定による額 3 5 （略）	3 5 （略）

改正案		現行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第四条（略） 別表第一、別表第三（略） （削る）		第四条（略） 別表第一、別表第三（略） 別表第四（第三条関係）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		<table><tr><td>栃木県</td><td>茨城県</td><td>福島県</td><td>山形県</td><td>秋田県</td><td>宮城県</td><td>岩手県</td><td>青森県</td><td>北海道</td><td>区分</td><td>宿泊につき（き）の費</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道	区分	宿泊につき（き）の費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道	区分	宿泊につき（き）の費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

改正案																						現行	
鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県		
一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円		

現
行

現
行

別表第五（第三條關係）

沖 繩 県	鹿 児 島 県	宮 崎 県	大 分 県	熊 本 県	長 崎 県	佐 賀 県	福 岡 県	高 知 県	愛 媛 県	香 川 県	徳 島 県	山 口 県	広 島 県	岡 山 県	島 根 県
一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円

備考 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の額にあつては、当該移動に係る別表第二（旅行雑費に係る部分を除く。）及び別表第三の規定による額並びに当該宿泊に係る宿泊費の額の合計額とする。

議案第 4 号

物品の買入れについての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 8 年（2026年） 6 月 1 0 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 8 教 政 第 2 0 0 号

令和 8 年(2026年)6 月 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 8 年 6 月 2 日付け令 8 財政第 4 2 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 1 号)
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて (2 件)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて（2 件）

議案第4号参考資料

物品の買入れについて

1 物品の概要

(1) 名称及び数量

学習者用タブレット端末 1, 350台

(2) 主な仕様

CPU A14 Bionic以上

ストレージ 64GB以上

(3) ソフトウェア

オペレーティングシステム (iPad OS)、インターネットブラウザ 等

(4) 予定価格

88, 357, 500円

2 納入場所

山口県立岩国総合支援学校ほか11箇所

3 契約の方法

令和8年5月18日一般競争入札を行った結果、金84, 942, 000円

(消費税及び地方消費税含む)をもって落札されたため、買入契約を行うもの。

4 売払人の状況

(1) 売 払 人

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 山口支社

支社長 友 定 裕 史

(2) 事務所の所在地

山口県山口市小郡御幸町6番35号

5 納入期限

令和9年2月26日

6 入札参加業者及び入札金額

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社山口支社 77, 220, 000円

議案第 5 号

物品の買入れについての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 8 年（2026年） 6 月 1 0 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 8 教 政 第 2 0 0 号

令和 8 年（2026年）6 月 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について（回答）

令和 8 年 6 月 2 日付け令 8 財政第 4 2 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて（2 件）

令 8 財 政 第 4 2 号
令和 8 年（2026 年）6 月 2 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 8 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 8 年度山口県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 物品の買入れについて（2 件）

議案第5号参考資料

物品の買入れについて

1 物品の概要

(1) 名称及び数量

教職員用タブレットパソコン 1, 785台

(2) 主な仕様

CPU Intel Core i5 第13世代 同等以上
メモリ 16GB以上
ストレージ SSD 256GB以上

(3) ソフトウェア

オペレーティングシステム (Windows OS)、インターネットブラウザ 等

(4) 予定価格

535, 250, 100円

2 納入場所

山口県立岩国高等学校ほか69箇所

3 契約の方法

令和8年5月18日一般競争入札を行った結果、金392, 307, 300円
(消費税及び地方消費税含む)をもって落札されたため、買入契約を行うもの。

4 売払人の状況

(1) 売 払 人

株式会社大塚商会 広島支店
支店長 真 子 健

(2) 事務所の所在地

広島県広島市中区袋町4-25

5 納入期限

令和9年2月26日

6 入札参加業者及び入札金額

株式会社大塚商会 広島支店	356, 643, 000円
リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部山口支社山口営業部	374, 136, 000円

山口県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン(素案)【概要】

はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象）

- 国が令和7年12月にガイドラインを策定し、認定制度・補助制度を創設。
- 県としても、こうした動きに対応し、取組を加速させるため、基本的な考え方や取組方針等を示すガイドラインを策定。
- 主な対象は公立の中学校等。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念

- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、地域全体で関係者が連携して支える。

2 取組の類型・名称

- 学校部活動から地域クラブ活動に展開することを「地域展開」という。

3 改革の方向性

- 令和8(2026)～令和13(2031)年度の6年間を「改革実行期間」と設定。
- 休日は、改革実行期間内に、原則、全部活動の地域展開実現を目指す。
- 平日は、地域の実情等に応じた取組を実施。

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。

新2 地域クラブ活動に関する認定制度

- 競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、市町等による認定制度を導入。

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

2 各種課題への対応

- | | |
|----------------|------------------|
| ▼運営団体・実施主体の整備等 | ▼指導者の確保・育成 |
| ▼活動場所の確保 | ▼活動場所への移動手段の確保 |
| ▼生徒の安全・安心の確保 | ▼障害のある生徒の活動機会の確保 |

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

IV 学校部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備

▼学校部活動に関する方針の策定等 ▼指導・運営に係る体制の構築

2 適切な指導及び安全・安心の確保

▼暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
▼合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
▼競技ごとの指導手引きの普及・活用

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【中学校等】休 養 日：週 2 日以上、
活動時間：平日 2 時間程度、休日 3 時間程度
【高等学校】休 養 日：原則、週当たり 2 日以上
活動時間：学期中の平日 2 時間程度、休業日 3 時間程度

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

5 安全管理と事故防止

V 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

3 生徒の大会等の安全確保

4 大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

新 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

新 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊 地域クラブ活動に関する認定制度

1 定義・呼称

2 認定要件

▼学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動
▼適切な活動時間や休養日の設定 ▼低廉な参加費の設定
▼指導・安全・運営に関する適切な体制の確保 ▼学校等の連携

3 認定手続等

4 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

5 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

別紙 1 認定要件の具体的な確認事項

別紙 2 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

報告事項 1

令和 8 年度山口県文化財専門員の採用選考試験の実施について

1 職種

文化財専門員（考古）

2 採用予定日

令和 9 年 4 月 1 日

3 採用予定人員

1 名程度

4 職務内容

山口県知事部局（主に観光スポーツ文化部文化振興課）、山口県埋蔵文化財センター（指定管理）、山口県立山口博物館において、埋蔵文化財等に関する業務、その他の行政事務に従事。

○埋蔵文化財の保護・活用

○埋蔵文化財の発掘調査の指導・調整

○考古資料（遺構、遺物）等に関する調査研究、資料収集、展示、教育普及、研究発表等

○その他、文化財保護行政に関すること

5 応募資格

次のいずれにも該当する者。

ア 昭和 5 2 年（1977 年）4 月 2 日以降に生まれた者

イ 大学又は大学院で考古学又は文化財学を専攻又は研究した者で、大学院の修士課程修了（令和 9 年 3 月 31 日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者

ウ 学芸員の資格を有する者

（令和 9 年 3 月 31 日までに資格取得見込みの者を含む。）

6 応募書類の受付期間

令和 8 年 6 月 1 2 日（金）から令和 8 年 7 月 3 0 日（木）まで

7 選考の期日

- | | | |
|------------|-----------------------|--------------------|
| （1）第 1 次選考 | 令和 8 年 9 月中旬 | …… 書類選考 |
| （2）第 2 次選考 | 令和 8 年 1 0 月 1 1 日（日） | …… 面接試験
会場：山口県庁 |
| （3）合格者発表 | 令和 8 年 1 0 月下旬 | |

令和 8 年度山口県文化財専門員（考古）採用選考試験 募集案内(令和 9 年度採用予定)

令和 8 年 6 月
山 口 県
山口県教育委員会

1 職種、専門分野、採用予定人員及び職務内容等

職種	文化財専門員（考古）
専門分野	考古学、文化財学
採用予定人員	1 名程度
職務内容等	山口県知事部局（主に観光スポーツ文化部文化振興課）、山口県埋蔵文化財センター（指定管理）、山口県立山口博物館において、埋蔵文化財等に関する業務その他の行政事務に従事します。 ○埋蔵文化財の保護・活用 ○埋蔵文化財の発掘調査の指導・調整 ○考古資料（遺構、遺物）等に関する調査研究、資料収集、展示、教育普及、研究発表等 ○その他、文化財保護行政に関すること

2 採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日

3 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する者が応募できます。

- ア 昭和 52 年（1977 年）4 月 2 日以降に生まれた者
- イ 大学又は大学院で考古学又は文化財学を専攻又は研究した者で、大学院の修士課程修了（令和 9 年 3 月 31 日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者
- ウ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に定める学芸員の資格を有する者（令和 9 年 3 月 31 日までに資格取得見込みの者を含む。）

(2) 上記（1）にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 選考方法

- (1) 第 1 次選考 令和 8 年 9 月中旬に書類選考を行います。
選考結果は、可否にかかわらず応募者全員に通知します。

区 分	配点	審 査 内 容
書類審査	225 点	提出された職務等経歴書等に基づき、書類審査を行います。

- (2) 第2次選考 第1次選考合格者について、令和8年10月11日(日)に行います。
試験会場は、以下のとおりです。
山口県山口市滝町1-1 山口県庁本館棟14階 教育庁教育委員会室等
最終合格者の発表時期は、令和8年10月下旬を予定しています。

区 分	配点	試 験 内 容
面接試験Ⅰ	200 点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※ 各選考において一定の基準に満たない場合は不合格となります。

【採用時の職位の審査（実務経験が7年以上かつ30歳以上の者が対象）】

区 分	試 験 内 容
面接試験Ⅱ	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。

5 応募手続

(1) 申込方法等

原則、インターネット（電子申請）による申込みとします。

パソコンやスマートフォン等から山口県教育庁教育政策課のホームページ「文化財専門員（考古）の募集について」にアクセスし、記載内容をよく確認の上、申し込んでください。（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/177/310587.html>）

申込みに当たっては、「やまぐち電子申請サービス」内の「動作環境」を確認し、お使いのパソコンやスマートフォン等で申込が可能かどうか確認してください。御使用の機種や環境によって一部対応できないこともあります。また、「やまぐち電子申請サービス」の利用者ID及びパスワードは大切に保管してください。

インターネットによる申込が困難な場合は書面（郵送・持参）での申込みを受け付けますので、「9 問い合わせ先」までお問い合わせください。

(2) 提出書類

ア 職務等経歴書（別紙様式1）

イ 最終学校卒業（見込）証明書

大学院修了（見込）者は、大学の卒業証明書も添付してください。

ウ 最終学校成績証明書（全学年記入のもの）

大学院修了（見込）者は、大学の成績証明書も添付してください。

エ 学芸員資格（取得見込）証明書（取得している又は取得見込みの場合）

オ 研究調査業績調書（別紙様式2）

カ 埋蔵文化財発掘調査に関する主な経歴（別紙様式3）

従事期間、調査・研究主体、従事職種、業務内容等を記載してください。

キ 展示・講座に関する主な経歴（別紙様式4）

従事期間、展示企画展名・講座名、展示内容・講座内容、実施機関名、従事職種、業務内容等を記載してください。

ク 添付するもの

- ・主要な業績（修士論文又はこれに相当するもの）（2点以内）
- ・主要な業績のうち、1点の要約（4000字）

※ 最終合格者の方は、提出書類イ・ウ・エ（証明書のみの）の原本を提出していただきます。

(3) 受付期間

令和8年6月12日（金）から令和8年7月30日（木）午後5時まで

※郵送の場合は必着

※メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。期限に余裕を持って申し込んでください。

(4) その他

応募書類は返却しませんので、御注意ください。

6 採用後の任用

(1) 採用後は、原則として一般職の文化財保護主事もしくは学芸員としての任用になります。

(2) 採用時において、学芸員資格を有していない場合は、採用される資格を失います。

(3) 埋蔵文化財発掘調査及び発掘調査報告書作成等の実務経験もしくは学芸員としての実務経験が、7年以上かつ30歳以上の方については、別途、職務等経歴書等及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け（主任主事級文化財専門員、主任級文化財専門員、もしくは専門学芸員、主任級学芸員）について審査を行います。

7 給与

初任給は、各人の経歴によって異なりますが、おおむね下表のとおりです。

（令和8年4月現在）

区 分	勤 務 地	初 任 給
○文化財保護主事 （24歳で採用の場合）	観光スポーツ文化部 文化振興課 埋蔵文化財センター	247,900円
○学芸員 （24歳で採用の場合）	博物館	258,800円
○主任主事級文化財専門員 （30歳で採用の場合）	観光スポーツ文化部 文化振興課 埋蔵文化財センター	289,700円
○主任主事級専門学芸員 （30歳で採用の場合）	博物館	315,700円
○主任級文化財専門員 （40歳で採用の場合）	観光スポーツ文化部 文化振興課 埋蔵文化財センター	340,300円
○主任級専門学芸員 （40歳で採用の場合）	博物館	373,400円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

8 選考結果の開示

この選考の結果（選考ごとの得点及び順位）を知りたい場合には、下記の区分に応じて受験者本人が運転免許証や学生証等の本人確認書類を持参して、開庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに、山口県教育庁教育政策課（山口県庁本館棟14階）へ来課の上、その旨を申し出てください。（電話等による申出はできません。）

区分		申出期間
第1次選考	不合格者	第1次選考の合格発表日から1年間
	合格者	最終合格発表日から1年間
第2次選考	受験者	最終合格発表日から1年間

9 お問い合わせ先

山口県教育庁教育政策課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話 083-933-4521

試験会場案内図

*** 交通案内**

◆公共交通機関(飛行機・列車・バス)

- ・「山口宇部空港」から(バス)※直通なし
(以降は「JR 新山口駅」から参照)
新山口駅行きのバスで約30分、「新山口駅」下車
- ・「山口宇部空港」から(電車)※直通なし
(以降は「JR 新山口駅」から参照)
徒歩約8分(約0.6km)、「JR 草江駅」からJR宇部線で約40分、「JR 新山口駅」下車
- ・「JR新山口駅」から(バス)
山口市街方面行きのバスで約40分、「県庁前」下車
- ・「JR新山口駅」から(電車)
JR山口線で約23分、「JR 山口駅」下車、徒歩約20分(約1.6km)
- ・「JR山口駅」から(バス)
県庁前方面行きのバスで約5分、「県庁前」下車

◆車(中国自動車道)

- ・「山口IC」から国道262号経由(約6km)
- ・「小郡IC」から国道9号経由(約8km)

(様式1)

職 務 等 経 歴 書

令和 年 月 日 現在

写真貼付欄

最近6月以内に撮影のもの
上半身、正面向きの写真

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生 (満 歳)
ふりがな	電話番号
(〒 —)	自宅
現 住 所	携帯
	E-mail
ふりがな	電話番号
連 絡 先 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	
(〒 —)	

学 歴

年	月	学 歴
		高等学校卒業

職 歴 等 (職歴及び業務内容等を記入してください。)

※取り組んだ業務や、常勤・非常勤の別、任用・勤務形態 (例: 会計年度任用職員) も記入してください。

年	月	職 歴 等
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	

年	月	職歴等
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	
	月から 月まで	

免許・資格等

年	月	免許・資格等

志望動機等

私は、募集案内に掲げてある応募資格をすべて満たしており、また、この職務等経歴書のすべての記載内容は事実と相違ありません。 令和 年 月 日 応募者氏名
--

(様式2)

氏 名 _____

研究調査業績調書

主な論文、報告書等の執筆・参画歴

○印	題 名	内容（20字×10行）	担当部分	発表の時期 及び方法

○印	題 名	内 容（20字×10行）	担当部分	発表の時期 及び方法

* 記入欄が不足する場合は継紙により記入してください。

*** 記入方法**

研究調査業績の記入は次の区分順序とし、同一事項のものについては年代順に記入してください。

- (1) 修士論文等（卒業論文・修士論文・博士論文を明示してください）
- (2) 著書（単著・共著・編著を明示してください）(3) 論文（学会誌・論文集等に発表したもの）
- (4) 研究調査報告、埋蔵文化財発掘調査報告 (5) 口頭発表

* 内容欄は、200字以内で記載してください。

* 担当部分欄は、分担した内容（文章執筆、図面作成等）を記載してください。

* 研究調査業績で代表的なもの2件に○印をつけてください。

(様式3)

氏名

埋蔵文化財発掘調査に関する主な経歴

	従事期間	都道府県・市町村名及び遺跡名	調査機関名	従事の 職 種	業務内容
記入例	令和7年4月から 約6ヶ月	〇〇県〇〇市 〇〇遺跡	〇〇県教育委員会、 〇〇埋蔵文化財セン ター、〇〇大学〇〇 学部〇〇研究室等	担当職員（正職 員、臨時職員）、 調査員、補助員、 アルバイト、学生 等	調査指示、 遺構掘削、 実測測量、 撮影等

(様式 4)

氏 名

展示・講座に関する主な経歴

[illegible]

第 5 2 回全国高等学校総合文化祭(やまぐち総文 2 0 2 8)について

1 第 5 2 回全国高等学校総合文化祭山口県開催の決定について

令和 8 年 5 月 2 6 日付で、文化庁からの通知により山口県が令和 1 0 年に行われる第 5 2 回全国高等学校総合文化祭の開催地に決定した。

本県での開催は、昭和 5 8 年の第 7 回大会以来、4 5 年ぶり 2 回目となる。

また、大会の準備に向け、山口県実行委員会を 6 月 9 日付で設立した。

2 山口県実行委員会設立会及び第 1 回実行委員会

(1) 日 時 令和 8 年 6 月 9 日 (火) 1 4 時から 1 5 時 3 0 分まで

(2) 場 所 山口県健康づくりセンター (山口市吉敷下東三丁目 1 番 1 号)

(3) 参加者 知事、教育長、県内市町長及び市町教育長、全国高等学校文化連盟会長等

(4) 主な内容

- ・生徒準備委員会活動報告
- ・専門部パフォーマンス (書道)
- ・大会に係る公募優秀作品等の知事表彰
- ・第 5 2 回全国高等学校総合文化祭開催要綱 (案) 等の議事

3 令和 8 年度の主な取組

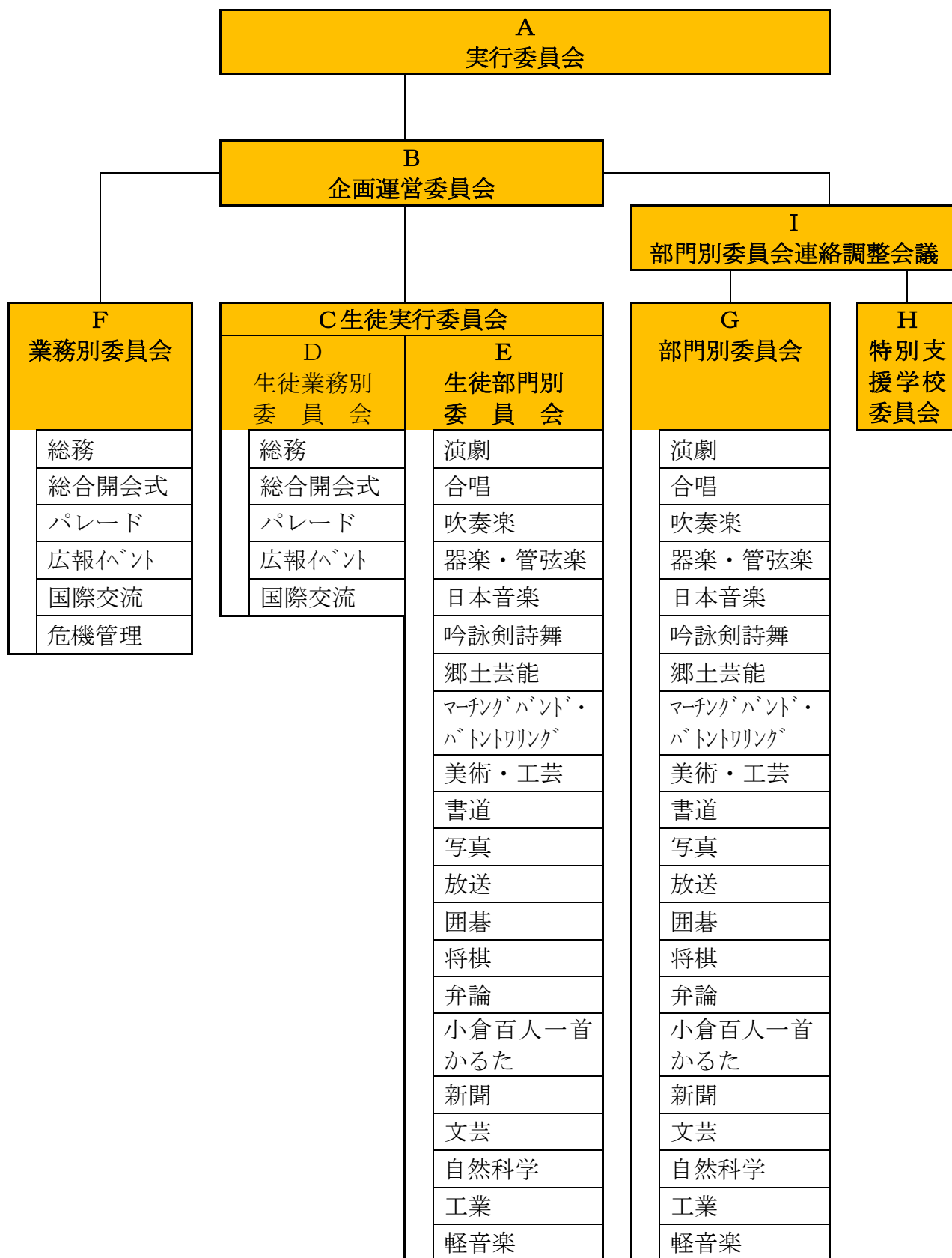
- ・実行委員会設立会及び第 1 回実行委員会 令和 8 年 6 月 9 日 (火)
- ・企画運営委員会の開催 年 2 回の開催 (1 0 月、3 月予定)
- ・広報活動の実施 (5 0 0 日前イベント、イメージソング (曲) の選定、HP 等の制作)
- ・秋田大会 (令和 8 年 7 月 2 6 日 (日) ~ 8 月 1 日 (土)) を視察し、山口大会の広報宣伝活動を展開
- ・石川プレ大会 (令和 8 年 1 1 月 3 日 (火・祝) ほか) を視察し、二県交流に参加
- ・開会行事及び各部門の開催準備、令和 9 年度のプレ大会の開催準備を推進
- ・国際交流事業で招へいする団体の事前調査・調整
- ・配宿サポートセンター (仮称) の設立準備

4 近年の開催状況について

《令和 6 年以降の開催地》

開催年	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
開催地	岐阜県	香川県	秋田県	石川県	山口県	千葉県

○実行委員会組織



○実行委員会役員及び委員

区 分	職 名
名誉会長	山口県知事
名誉副会長	文化庁次長
	全国高等学校文化連盟会長
	山口県内各市町長
会 長	山口県教育委員会教育長
副会長	山口県県教育庁副教育長
	山口県教育庁理事
	山口県高等学校文化連盟会長
	山口県公立高等学校長会会長
	山口県特別支援学校長会会長
	山口県私立中学高等学校協会会長
	山口県中学校長会会長
	山口県内市町各教育委員会教育長
委 員	山口県総務部人事課長
	山口県総務部学事文書課長
	山口県総合企画部広報広聴課長
	山口県観光スポーツ文化部観光政策課長
	山口県観光スポーツ文化部国際課長
	山口県観光スポーツ文化部文化振興課長
	山口県教育庁教育政策課長
	山口県教育庁教職員課長
	山口県教育庁義務教育課長
	山口県教育庁高校教育課長
	山口県教育庁特別支援教育推進室長
	山口県教育庁地域連携教育推進課長
	山口県教育庁人権教育課長
	山口県教育庁学校安全・体育課長
	山口県警察本部交通部交通規制課長
	山口県警察本部警備部警備課長
	各部門別委員会委員長
	特別支援学校委員会委員長
監 事	山口県会計管理局長（会計管理者）
	山口県公立学校事務職員協会会長

○開催部門及び開催会場

開会行事・開催部門		開催会場		令和10年 7月下旬 ～ 8月上旬						
		名 称	所在地	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目
開会 行事	総合開会式	山口市民会館	山口市	○						
	パレード	パークロード	山口市	○						
規 定 部 門	1 演劇	KDDI 維新ホール	山口市	○	○	○				
	2 合唱	シンフォニア岩国	岩国市							○
	3 吹奏楽	下関市民会館	下関市						○	○
	4 器楽・管弦楽	下関市民会館	下関市			○	○			
	5 日本音楽	KDDI 維新ホール	山口市						○	○
	6 吟詠剣詩舞	ルネッサながと	長門市		○					
	7 郷土芸能	三友サルビアホール	防府市				○	○	○	
	8 マーチングバンド・ バトントワリング	維新大晃アリーナ	山口市			○				
	9 美術・工芸	海峡メッセ下関・ 下関市生涯学習プラザ	下関市			○	○	○	○	○
	10 書道	ゼオンアリーナ周南	周南市			○	○	○	○	○
	11 写真	海峡メッセ下関・ 下関市生涯学習プラザ	下関市			○	○	○	○	○
	12 放送	シンフォニア岩国	岩国市			○	○			
	13 囲碁	維新大晃アリーナ	山口市					○	○	
	14 将棋	KAMEFUKU ON PLACE	山口市		○	○				
	15 弁論	スターピアくだまつ	下松市					○	○	○
	16 小倉百人一首 かるた	山陽小野田市民体育館	山陽小野 田市		○	○	○			
	17 新聞	萩市民体育館	萩市					○	○	○
	18 文芸	山口県健康づくりセン ター	山口市			○	○	○	○	○
	19 自然科学	山口大学・山口県健康づ くりセンター	山口市				○	○	○	
協 賛 部 門	20 工業	SANKYU アリーナひかり	光市		○	○				
	21 軽音楽	宇部市文化会館	宇部市						○	○

部門会場の一覧

